

令和2年度就学援助費申請書(兼世帯票)

学校名	小樽市立	小学校
	小樽市立	中学校

小樽市教育委員会教育長 様 申請年月日 令和 年 月 日

下記のとおり就学援助費を申請します。
 なお、審査に際して貴委員会所属の担当職員が、私の世帯の市民税課税台帳を閲覧することに同意します。
 また、認定となった場合、次の権限を委任します。

- 小樽市から支給される準要保護児童生徒に係る学校給食費の受領及び支払いについて、小樽市学校給食運営協議会事務局長に委任します。
- 小樽市から支給される準要保護児童生徒に係る修学旅行費及び校外活動費(宿泊を伴うもの)の受領及び支払いについて、児童生徒の在学する小樽市立小・中学校長に委任します。
- 復代理人の選任について。

申請者(保護者) 印

住 所 小樽市 丁目 番 号

連絡先 (自宅) (携帯電話)

※※
 大卒の中学生と中学生が記入してください。本書によりまとめて申請が可能です。

振込先口座【申請者(保護者)の口座を記入】				提出者チェック欄		
(フリガナ)				<input type="checkbox"/> 口座名義人は申請者と同一人となっているか <input type="checkbox"/> 振込先口座に相違ないか <input type="checkbox"/> 裏面記載の申請理由に○をつけているか <input type="checkbox"/> 裏面記載の申請理由に適した提出書類を添付しているか		
口座名義人						
金融機関	銀行	信用金庫	本店			支店
店番号	普通・当座					
口座番号						

家族の状況(生計を一にする者全員)	氏名	続柄	性別	生年月日(年齢) ※ 令和2年4月1日現在の内容を記入			勤務先又は学校名・学年
	1	(上記申請者と同じ)		男・女	大平	昭令	年 月 日 (歳)
2			男・女	大平	昭令	年 月 日 (歳)	
3			男・女	大平	昭令	年 月 日 (歳)	
4			男・女	大平	昭令	年 月 日 (歳)	
5			男・女	大平	昭令	年 月 日 (歳)	
6			男・女	大平	昭令	年 月 日 (歳)	
7			男・女	大平	昭令	年 月 日 (歳)	
8			男・女	大平	昭令	年 月 日 (歳)	

摘要(教育委員会使用欄)				市教委受付印	
【基準額】	【申請理由】				
【収入額】	認定	①	②		
	却下				
【収入額(再)】	認定	①	②		
	却下				

※ 虚偽の申請があった場合は、支給費用を返還していただく場合がありますので、正確に記入してください。

■ 全員、裏面も記入してください。

< 援助申請の理由 >

↓ 該当する番号に○をつけてください。1～8に該当しない場合は、9に○をつけてください。
また、記載されている提出書類を必ず添付してください。

申請理由	提出書類(写しを添付)		書類の発行元
1 生活保護が停止又は廃止になった。	保護廃止(停止)決定通知書の写し ※ 現在停止中又は令和2年4月1日以降に廃止になった方のみ対象。 ※ 世帯変更による廃止は対象外。		市役所生活支援第1・2課
2 市民税が非課税又は減免となっている。	2-A 平成31年1月1日現在、小樽市に住民票がある。	不要(住民税課税台帳により確認) ※ 所得割のみ非課税の方は対象外。	平成31年1月1日に住民票を置いていた市区町村
	2-B 平成31年1月1日現在、小樽市に住民票がない。	19歳以上の世帯員全員(学生は除く)の平成31年度所得・課税証明書が必要。	
3 個人事業税が全額減免されている。	個人事業税減免申請に対する承認通知書の写し ※ 災害等により全額減免となった世帯のみ対象。		道税事務所
4 固定資産税が減免されている。	固定資産税・都市計画税減免決定通知書の写し ※ 新築減額は対象外。		市役所資産税課
5 国民年金保険料が減免されている。	国民年金保険料免除・納付猶予申請承認通知書の写し (住所・氏名・免除期間の記載があるもの) ※ 20歳以上の世帯員全員の通知書が必要。 ※ 世帯に年金受給者がいる場合は対象外。		日本年金機構
6 国民健康保険料が減免されている。	国民健康保険料変更通知書の写し (異動理由欄に減免されている旨の記載があるもの) ※ 保険料の法定軽減は対象外。		市役所国保年金課(保険係)
7 児童扶養手当を受けている。	児童扶養手当証書の写し (住所・氏名・金額・有効期限の記載があるもの) ※ 有効期限内のもののみ有効。 ※ 児童手当、特別児童扶養手当とは異なりますので、御注意ください。		市役所こども福祉課(児童福祉係)
8 生活福祉資金の貸付を受けた。	生活福祉資金貸付決定通知書の写し ※ 平成31年4月1日以降に受けた方のみ対象。		北海道社会福祉協議会
(1～8に当てはまらない方)			書類の発行元
9 その他、経済的に困窮している。	9-A 平成31年1月1日現在、小樽市に住民票がある。	不要(住民税課税台帳により確認)	平成31年1月1日に住民票を置いていた市区町村
	9-B 平成31年1月1日現在、小樽市に住民票がない。	19歳以上の世帯員全員(学生は除く)の平成31年度所得・課税証明書が必要。(必ず収入を把握できるもの)	

※ 必要に応じ、申請内容の確認や追加書類をお願いする場合がありますので、予め御了承ください。

※ 上記2・9にある「平成31年1月1日」と「平成31年度所得・課税証明書」という記載について、令和2年6月以降の申請分からは「令和2年1月1日」と「令和2年度所得・課税証明書」に切り替わりますので御注意ください。

※ 上記9に該当する方は、おおむね総収入が以下の場合、認定となります。なお、総収入とは、お子様と生計を共にする方全員の収入(パート収入も含む)の合計額となります。同一住所であっても、生計が別の方については合計額に含まれません。総収入は、所得の種類(給与収入・事業所得等)や世帯状況により異なりますので、あくまで目安としてください。

世帯人数	世帯構成		目安となる総収入額
2人	父又は母32歳	小学校4年生	おおむね300万円以下
3人	父又は母32歳	小学校4年生 幼児4歳	おおむね350万円以下
	父35歳 母32歳	小学校4年生	おおむね330万円以下
4人	父35歳 母32歳	小学校4年生 幼児4歳	おおむね370万円以下
	父35歳 母32歳	小学校5年生 小学校2年生	おおむね390万円以下
	父38歳 母38歳	中学校2年生 小学校2年生	おおむね410万円以下
5人	父41歳 母40歳	中学校2年生 小学校2年生 幼児2歳	おおむね420万円以下

※ 上記9に該当する方で、所得の申告をしておらず、他の家族の被扶養者となっていない方は、市民税課(市役所別館2階22番窓口)にて所得の申告を行ってください。

< 援助費目 >

学用品費(1年生以外は通学用品費を含む)、校外活動費、入学準備金(通学用品費を含む)、学校給食費、体育実技用具費(小学校1・4年生、中学校1年生)、修学旅行費、宿泊研修費(交通費・見学科)、医療費[学校病と指定されている病気(トラコーマ、結膜炎、白癬、疥癬、膿痂疹、中耳炎、慢性副鼻腔炎、アデノイド、むし菌及び寄生虫病)の治療費及び通院費]

※ 支給額や支給時期については、認定となった場合に書面にてお知らせします。なお、入学準備金については認定日が4月1日、修学旅行費・宿泊研修費については認定日が実施日(出発日)以前の場合のみ支給となります。

※ 一部の援助費については、申請書に記載された銀行口座へ振り込みします。必ず申請者(保護者)名義の口座を記入してください。

※ 就学援助制度とは別に、経済的理由により、医療費の支払いが困難な方に医療費減免を行う「無料低額診療事業」があり、市内では勤医協小樽診療所、済生会西小樽病院、済生会小樽病院、小樽掖済会病院、小樽協会病院で実施しています。詳細は、各医療機関にお問い合わせください。